

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年11月28日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会事務局代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県人事委員会事務局代決専決規程（昭和41年岩手県人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(52) [略]</p> <p>(53) <u>公益法人等への職員の派遣等に関する規則</u>（平成14年岩手県人事委員会規則第1号。以下「<u>公益法人等派遣規則</u>」という。）第4条の規定により職員の職務の級を初任給等規則第10条第1項第1号に掲げる職務の級に昇格させることについて承認すること。ただし、委員会付議級に係るものを除く。</p> <p>(54)～(63) [略]</p> <p>(課長専決事項)</p> <p>第6条 課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(31) [略]</p> <p>(32) 初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）第6条第2項の規定により、<u>公益法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣の期間のうち部内の他の職員との均衡を失するものとして当該期間に含まないものとする期間について承認すること。</p> <p>(33)～(42) [略]</p> <p>(43) <u>公益法人等派遣規則</u>第5条第2項の規定により復帰時における号給の調整について承認すること。</p> <p>(44) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(局長専決事項)</p> <p>第5条 局長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(52) [略]</p> <p>(53) <u>公益的法人等への職員の派遣等に関する規則</u>（平成14年岩手県人事委員会規則第1号。以下「<u>公益的法人等派遣規則</u>」という。）第4条の規定により職員の職務の級を初任給等規則第10条第1項第1号に掲げる職務の級に昇格させることについて承認すること。ただし、委員会付議級に係るものを除く。</p> <p>(54)～(63) [略]</p> <p>(課長専決事項)</p> <p>第6条 課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(31) [略]</p> <p>(32) 初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）第6条第2項の規定により、<u>公益的法人等への職員の派遣等に関する条例</u>（平成13年岩手県条例第67号）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣の期間のうち部内の他の職員との均衡を失するものとして当該期間に含まないものとする期間について承認すること。</p> <p>(33)～(42) [略]</p> <p>(43) <u>公益的法人等派遣規則</u>第5条第2項の規定により復帰時における号給の調整について承認すること。</p> <p>(44) [略]</p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この訓令は、平成20年12月1日から施行する。